

## 大分大学研究マネジメント機構コーディネーター細則

令和3年9月28日制定  
令和3年細則第23号

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学研究マネジメント機構規程（令和3年規程第30号）第7条第2項の規定により、大分大学研究マネジメント機構に配置するコーディネーター（以下コーディネーターという。）に関し必要な事項を定める。

### (業務)

第2条 コーディネーターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学外の団体、機関等からの照会及び相談に対する学内の連絡及び調整に関すること。
- (2) 地域自治体との連携事業の企画、調整及び実施支援に関すること。
- (3) 企業等との共同研究・受託研究等の獲得、契約支援及び実施支援に関すること。
- (4) 教員シーズ及び企業ニーズの発掘並びにマッチングに関すること。
- (5) 大分大学の知的財産の企業等への技術移転活動に関すること。
- (6) 競争的外部資金情報の収集、解析、獲得支援及び実施支援に関すること。
- (7) 展示会、研究会、セミナー等の開催支援に関すること。
- (8) その他学内外の産学官連携推進に関し必要な事項

### (選考)

第3条 コーディネーターは、大分大学研究マネジメント機構運営会議（以下「運営会議」という。）の議を経て、学長が任命する。

### (評価)

第4条 コーディネーターの活動状況は、運営会議において1年ごとに評価を行うものとする。

### (雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この細則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 大分大学産学官連携推進機構コーディネーター細則（平成23年細則第2号）は、廃止する。